

清里町告示第1号

令和4年度において清里町が発注する建設工事等の入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、令和4年度において清里町が発注する建設工事及びその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和4年1月11日

清里町長 櫛引 政 明



第1 資格要件

1 基本的資格要件

清里町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」と総称する。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）の資格の要件は、次のいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ・ 清里町の町税または本店所在地の市（区）町村税
- (4) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、第1の2に掲げる資格要件を新規に満たすことになった者。

2 契約の種類による資格要件

契約の種類による資格要件は、次のとおりとする。

(1) 工事の請負契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。
- イ 資格審査の申請をする日（その日が令和4年4月1日前である場合は、令和4年4月1日）の1年7ヶ月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下、「基準日」という。）以後にアに規定する建設業に係る建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）結果通知を受けていること。
- ウ 基準日以降に受けた経営事項審査の申請をした日の直前2年の各事業年度のいずれかの決算においてアに規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成、道路清掃に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は、二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りではない。
- イ 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。
- エ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。

(5) 印刷物の製造及び印章の製造に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。
- ウ 個人にあつては、従業員の数が3人以上であること。
- エ 次の①又は②の機器を所有（リースしている場合を含む。）していること。

① 印刷物の製造の場合は、印刷物の製造に必要な印刷機

② 印章の製造の場合は、印面作成のための加熱プレス機

(6) 物品の購入及び物品の賃貸借に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る売上高を有していること。

(7) 庁舎等清掃、警備、消防設備保守点検、ボイラー等運転操作に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア それぞれの種類毎に各法律に基づく登録及び認定並びに資格を有していること。
- イ 令和4年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る実績を有していること。

(8) 情報システムの開発に係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、情報システムの開発実績を有していること。
- ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(9) 造林事業及び林産物又は林産加工製品の売払いに係る契約

次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和4年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に、その事業に係る実績を有していること。

第2 資格審査の申請の時期及び方法等

1 申請の時期

- (1) 令和4年2月1日（火）から令和4年2月28日（月）までの間とする（土曜日及び日曜日、祝日を除く）。
- (2) 共同企業体に係る申請の時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等に係る申請の時期は、当該証明を受けたときとする。
- (4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合に係る申請の時期は、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 町長が特に必要と認めた者に係る申請の時期は、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

- (1) 申請書類は、清里町役場総務課管財グループに郵便、宅配便もしくは直接持参して提出するものとする。ファクシミリ、電子メールによる提出は不可とする。
- (2) 受付時間
 - ・午前 8時30分～12時00分
 - ・午後 13時00分～17時00分
- (3) 申請書様式は、工事及び委託業務については市町村統一様式とし、物品は北海道様式に準ずるものとする。
- (4) 表紙と背表紙に申請名、社名等を記載した紙ファイルに申請書を綴って提出するものとする。（工事及び委託業務並びに物品）
- (5) 申請書類に添付する登記簿謄本、印鑑証明書ほか各種証明書類はコピー可とする。

決算書は直近1ヶ年分とする。

(6) 納税証明書（コピー可）

・町税～町税（町外業者は本社所在地の市町村税）について滞納がないことの証明

第3 資格審査結果の通知

資格審査申請書の内容を審査した後、資格を有すると認められた者について「競争入札参加資格者名簿」に登録し、清里町ホームページに掲載し公表する。この名簿の公表をもって結果通知に代えるものとする。

第4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

第5 資格の喪失

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定するものとなったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づき競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 事業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。
- (4) その他、第1の2に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により継承した者
- (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
- (4) 中小企業組合等（企業組合及び協同組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
- (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

2 再申請の方法

再申請しようとする者は、総務課管財グループに申請書を提出することにより行うものとする。

第7 その他

清里町ホームページに受付期間、要領等を掲載する。